

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第42号）について

大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置を講ずる。

## 1. 大規模不法投棄事案への対応 （平成16年3月に発覚した岐阜市の大規模不法投棄事案など）

保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改める。  
（PCB処理特別措置法についても同様の措置を講ずる。）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す。

マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げる。

無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課（\*）を導入する。

廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会の形成を推進

## 2. 無確認輸出の取締り強化 （平成16年5月から続く中国への廃プラスチックの輸出停止など）

廃棄物の無確認輸出を輸出通関手続等の段階で効果的に防止するために、無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設する。

廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課（\*）を導入する。

## 3. その他の制度上の問題点への対応

平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても、維持管理積立金制度の対象とする。

不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化を図る。

国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う所要の措置を講ずる。

（\*）両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反の行為者よりも高くすること。  
本改正では、行為者に対する上限額1千万円に対して、法人の上限額を1億円とする。